

令和2年6月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月25日（木） 午後2時00分から 同3時46分まで

2. 開催場所 湖南省石部まちづくりセンター 2階 中会議室1

3. 会議に出席した委員

谷 口 茂 雄
岩 城 見 一
森 本 ゆかり
伊 藤 真 昭
古 川 美智子

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 9名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第42号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第43号

後援名義使用の承諾について

○「第9回～家族を歌う～河野裕子短歌賞」

日程第3 報告第44号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第45号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第46号

新型コロナウイルス感染症対策について

1) 6月3日校長会記録

2) 6月10日教頭会記録

日程第6 報告第47号

湖南省立小学校における個人情報の紛失および報告の遅延について

日程第7 報告第48号

湖南省立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第8 報告第49号

各種障がい者手帳の提示による総合体育館使用料の減額について

日程第9 報告第50号

令和元年度湖南省教育委員会事業評価について

日程第10 報告第51号

湖南省立図書館 図書館協議会委員の変更について

日程第11 議案第35号

後援名義使用の承諾について

○中高年健康スポーツ事業

日程第12 議案第36号

令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第13 議案第37号

社会教育施設および社会体育施設の休館日協議について

日程第14 議案第38号

社会教育施設および社会体育施設の施設利用における段階的緩和について

日程第15 協議事項

(1) 令和2年8月定例教育委員会の開催日程について

(2) その他

会議の開会 午後2時00分

教育長

それでは教育長の報告と、日程第1報告第42号、湖南省教育委員会の経過報告についてです。

5月28日から本日までですが、主なことは、6月5日に第1回の人事

訪問が始まっております。今年は2校ずつが7回ありまして、6月22日までずっと続いています。

それから、6月3日、校長会の後に新型コロナ対策に係る湖南省PTA連絡協議会役員との意見交換会がありました。5月のときは各まちづくり協議会の役員さん等と、あるいは区の自治会の役員さん等と意見交換会がありましたが、今度は各種団体の方々との、市長、副市長、教育長の3役、それから関係部長等が出た意見交換会が行われています。まだ今も続いています。そのPTAの方に出ました。あと、日程が合わないことが多いので、出られていないことが結構ありますけど、文化協会等も出ております。

6月5日金曜日から6月の定例議会が始まっております。

12日金曜日と15日月曜日に一般質問の項目が載せてありますけれど、今は新型コロナウイルス関係の質問がほとんどであります。

6月11日木曜日、新聞各紙に載りましたので、もうご存じのことだと思いますけれども、市内小学校の個人情報紛失保護者説明会。これについては私は出席しておりませんが、商業紙に載っておりますので、ここにも載せておきました。

このことについては、6月16日火曜日に、個人情報の紛失、報告の遅延並びに今後の方策についてということでの臨時校長会を開いております。

個人情報の紛失もさることながら、それが2か月間も教育委員会に報告がなかったということが、注視する必要があるということでもあります。

それから、括弧書きの中に入れてありますけれど、校長の引継ぎは文書として教育委員会に報告がありますが、担任間の引継ぎというのは、今までは文書での引継ぎ、つまり報告書を校長に提出するということはありませんでしたので、今度からこれを義務づけて、これを機会に、いわゆる学年が変わるときの新学期のときの引継ぎも含めて、そしてまた、産休・育休中に担任が途中で変わる、こういうときも含めて、担任の事務引継文書というのを作成することにいたしました。

昨日6月24日、湖南省の学力向上委員会でした。5月にやる予定でしたが、5月は密を避けるために実施をしませんでした。今年度は昨日が初めてでありまして、教育実践の研究者の方に今後5年間お世話になろうと思いますが、実際に石部小学校の6年生の子どもたちを相手に道徳の授業もしていただいて、参観者は刺激を受けてくれたと思っております。

6月3日の定例校長会の資料であります。新聞記事等をつけてありますのは、主にやはりコロナ関係が多いですが、その中でも、これは日本小児科学会の声明です。新型コロナ感染症に関する医学的知見というの

を、小児科学会の予防接種・感染症対策委員会が声明を公表しております。その中で学校の閉鎖をしましたが、それは感染流行の阻止効果は弱いというふうなことを結論づけております。「学校閉鎖は単に子どもたちの教育の機会を奪うだけでなく、屋外活動や社会的交流が減少することも相まって、子どもを抑鬱傾向に陥らせている」という、医学的知見として精神的なマイナス意見のほうが大きいということを出しております。

今後2波、3波が来たときに、安易に臨時休校という対応を取るのではなくて、分散登校等をいろいろ工夫してやっていく必要があるかなと思っております。

それから、湖南省の場合、この長期休業のときに給食実施をして、非常に喜ばれたわけでありまして、3月の臨時休校のときは急なこともあって、預かりが平均2割。多い学校では26%預かりがありました。4月、5月とだんだん少なくなって行って、最終的に5月のところでは平均8%になりましたが、それでも約1割。だから、2割5分から1割ぐらいの子どもたちは、預かってもらわないと両親が生活していけないという状況の中にあるということです。給食はそこで食べさせるということはずっとしていましたが、これはこれからの2波、3波を見据えたときに、どうするのか考慮していく必要があるだろうなと思っております。

もう1つ、長期休業の中で明らかになってきたのが、学校から宿題がないと勉強できない子どもがほとんどであるということです。我々は自分で課題を見つけてそれを解決していく、そういう力を子どもに育てようとしてきましたけど、残念ながらそういう力は子どもには育てないということでありまして、日本教育新聞の記事で、「課題を見つけ取り組む子へ 家庭学習を改善」という記事をつけています。日頃の宿題を改善してほしいという意味で、湖南省はわざと夏休みを長くしてあります。夏休みの課題の出し方というのを研究してくれということ、今言っています。もちろん、夏休みは暑くなりますから、命を守るという観点からもそうですし、もう1つは、自主的に自分の課題を追究するという絶好の機会でもありますので、そういう機会として位置づけていきたい、そんなふうには言っているところであります。

あとは、例えばこれは国立成育医療研究センターというところから出しておりますけど、いわゆるコロナごっこ等、始まる可能性があるということで、そういう面でも資料もつけておいたということでございます。

もう1つ、今年は順番で滋賀県の都市教育長会の会長が回ってきました、来週の月曜日も13市の教育長が集まって情報交換するのですが、これは5月の情報交換のときに、やはり県の教育委員会にこういう観点

で申し入れる必要があるということで、いろいろ意見をまとめ、5月27日には県の教育長にこれを直接出会うて手渡して、補足の意見交換等をしてきました。

1つは、体育祭、文化祭、修学旅行等の各市町の状況というのは、県がイニシアティブを取って収集すべきというのが1つと、それから、幼少中教育課、人権教育課、あるいは総合教育センター、また生涯学習課関係、事業について極力本年度は中止をすることにしてほしいという要望を行いました。これについても、県の教育長から、すぐに各課に検討を指示してもらって、いろいろ軽減策を各課が取ってくれているところであります。

4番の、青少年育成県民会議「私の思い2020」につきましては、湖南省も青春祭をやめるというのと、県のほうも都市教育長会からの申入れがあったことも踏まえて、県もやめるということに決定をしました。あっても湖南省は参加しません。

以上でございます。

何かご意見ありましたらお願いします。

委員 今週、ちょっと暑かったですけども、子どもたちの様子はどんな感じでしたか。

教育長 熱中症等の報告はありましたか。

事務局 熱中症の報告はございませんけれども、教育長がさっきおっしゃった、人事訪問で各学校を回りましたが、始まったばかりですので、姿勢の崩れている、寝ていますという子がおりました。

委員 暑さでぐったりというわけではなくですか。

事務局 暑さということでは、報告は来ていません。まだ今のところ大丈夫で、一定温度を超えたら冷房を入れるというところに対応しております。

教育長 子どもたちにとっては、まだ今、4月ですからね。学期が始まったところですね。

委員 4月状態ということですがけれども、久しぶりに友達と会えて、3密を避けるとは言われていますけど、子どもたちが寄ってしまったという感じはありましたでしょうか。

事務局 当初、校長もそれを心配していたのですけれども、先に分散登校も始まっていたので、そういったところで十分に指導を行った上でしたので、ひやひやするけれども、4月の再開よりも6月はそういう場面は減っているということは聞いています。

教育長 学校で3密をなくすというのは難しいのです。避ける努力はしますけど、そこを恐れて対話のない授業とか、そういうわけにいかないのを、やってもらっています。

ただ、昨日も石部小学校で講師さんと一緒に給食を食べてきましたけど、給食の献立も簡易なもので、そんなたくさんの物でなくて、いろいろ給食センターで工夫してくれています。配膳時待っている子は読書をして待っているとか、そういういろんな工夫ができてるように思いましたね。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第42号について、承認することといたします。
続きまして、日程第2報告第43号、後援名義使用の承諾について図書館から説明をお願いします。

事務局 名称 「第9回～家族を歌う～河野裕子短歌賞」
主催 産経新聞社
期日 令和2年12月上旬予定
会場 京都女子大学
趣旨 歌人・河野裕子の業績を顕彰するとともに、河野が得意とした家族詠を通じて、投稿者が家族の価値を見つめ直す契機とする。

教育長 湖南省は、湖南省長賞と湖南省教育長賞を出していますので、これについては毎年後援名義を出しているということでございます。
それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第43号について、承認することといたします。

続きまして、日程第3報告第44号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第45号、市内児童生徒の交通事故について学校教育課から説明をお願いします。

非公開

教育長

報告第44号、報告第45号について、承認することといたします。

続きまして、日程第5報告46号、新型コロナウイルス感染症対策について学校教育課から説明をお願いします。

事務局

前回からの対応と、校長会がございました。そしてまた教頭会がございましたので、そこでの新型コロナ対策に関わることを伝えさせていただきます。

まず、コロナの感染症対策に関わって、アンケートをした結果をお伝えさせていただきたいと思います。

いろんなルールを子どもたちに指導をしているのですが、例えば必ず手を洗いましょうとか、手指の消毒をしましょうとか、給食のとき、こういうルールでやりましょうとかいうルールがたくさん入ってきたのですが、このルールについて、理由が分かって自ら積極的にルールを守ろうとする意識が高まったという割合を聞きました。

そうすると、小学生では90.3%、中学生では79.7%ということで、先生に言われているからやっているではなくて、このルールには意味があるんだということで守っているという数値が出ております。これは、新型コロナ対策を、ピンチをチャンスに変えている1つではないかなと思っています。

そして、校長会につきましては、このときにはフェイスシールドの使用についてどうするかといった話がまず出ていました。その後、どうなったかといいますと、市のほうに5,000枚の寄附がございました。小学校、中学校に問いましたところ、小学校は大体教員が必要に応じて使いたい。例えば給食の配膳だとか、あるいは外国語指導のときに口の形を見せたいとか、聴覚に障がいがある子の指導についてとか、そういう使い方をしてほしいということでした。

中学校については、生徒の数と教員の数をお願いしているという学校もあります。生徒の使い方についても、歌を歌うときに使いたいとか、その使い方については各学校が工夫を凝らしております。

夏休み、冬休みにつきましては、先ほど教育長のお話にもありました。ここで決定しましたことは、やはり夏休みの短縮が、湖南省は県下一番短いと、夏休みが長いということで、当初、市のホームページにメールが4件、それから電話が、合計して5件ぐらいあったのですが、それ以降、かかってくること、あるいはメールというのは増えませんでした。

これはどうしてかと考えたところ、この校長会でなぜ夏休みのこの日数を設定しているのかということを担当レベルまで理解ができるようにということで、共通理解をしました。その結果かなと思っています。

それとともに、やはり暑くなってきましたので、熱中症が心配やという機運も高まっているのかなとは思っています。

また30日に臨時の校長会がございますので、夏休みの話も重ねてやっていきたいと思えます。夏休みには給食を実施して、その後、帰宅という時間も考えるということになっています。

そして、夏休みの研修につきましても、ほかの研修も数に入れたりとか、いろんな工夫をしながら、夏休み、先生たちにも休みを取ってもらう必要もあるし、だけでも研修権は保証されていますので、そういったところで、校長会では教育長がおっしゃる、湖南省教育委員会は掛け軸の風鎮やと。校長たちがぴょんちと行ってしまわんように、ある程度、学校によっていろんな取組の差はありますけれども、風鎮としての教育長というお話をされています。

教頭会につきましては、新型コロナ対策で今までこんなふうにやってきたけれど、実はこのことについては省略できるなとか、ここはこういう工夫をしたら、次からも同じようにやっていけるなとか、そういうことを各校から挙げてもらいました。そして、中学校と小学校で分かれまして、これはコロナの対策が終わったからといって終わるではなく、継続していこうということが、一覧として載せてあります。

5月から6月にかけての取組はそういったところですよ。

以上です。

委員

日枝中学校は3学期制を取ると書いてあるのですが、ほかの中学校や小学校は、2学期制のところがあると思うのですが。

事務局

これにつきましては、岩根小学校だけは2学期制で、あとは今も3学期制です。この3学期制というのは連絡簿（通信簿）の出し方です。小学校は、3学期制だけれど、今回連絡簿は2回出すと。中学校は、例年どおり3回出したいというのが日枝中学校です。ですので、連絡簿を出す回数というところで、日枝中学校を3学期制と言っております。

教育長 私は、今年だけじゃなくて働き方改革の1つとして、3学期制を取るけれども、連絡簿は年2回、前期と後期に出したらどうかと言っています。岩根小学校なんかは、夏休みに連絡簿を出す代わりに保護者面談をしています。今年はコロナのことで4月、5月が臨時休業でしたから、そういう理由で連絡簿は年2回にしますけども、来年もそれでいいんじゃないかというのが私の考えです。各学校でどうするかは、各学校が決めることです。

委員 これまではずっと連絡簿は年3回だったのですよね。その際、定期テストはどうなるのですか、各学校で考えるのですか。

事務局 定期テストも学校によって回数が異なります。

教育長 定期テストで通信簿をつけるのか、日頃の小テストでつけていくのか、あるいは、テストじゃなくて日頃のノートで見るのかとか、いろいろそれはできますから。

委員 それもこれから決まっていくことですか。これまでは、小学校はともかく、中学校だったら中間テストと期末テスト、その結果が大体連絡簿に反映してくるとというのが大きかったですよね。それが少し変わってくることになるのですかね。

教育長 変わってくるというか、ある意味では変わってきてほしいと思いますけどね。そういうチャンスにはしてもらいたいと思います。

委員 この場合、何をもちて連絡簿の基準にするかというのが今後の課題でしょうね。何を基準にするのかあいまいだったら、連絡簿の、作りようがないですね。

教育長 そうです。だから、先ほども言いましたけど、どんな力を育てるのかとか、どういう力が育っているのかということを保護者に伝える、ここが大事なのです。通信簿の数字を見るだけでいいのかという問題を含めて。

委員 これは先生方もかなり考え直さないといけませんね。もう習慣になっ
てしまっていますからね。

教育長 そうなんです。

だから、ちょっと話がそれますが、GIGAスクール構想をやって、1人1台パソコンを渡せたのはいいけれど、同じように一斉授業をやっているというのは違うだろうと思うのですが、だから、その教師の頭の切替えをどうやっていくかが、一番大事なんです。

委員

そうですね。なかなか簡単にいきませんね。それから、今のこの話題の中で、コロナのための夏季休暇ですよ。ここの教育委員会で、3時間で給食出してから下校するのは暑いので大変だからというので、夕方ぐらいまでは学校にいたほうが涼しくてよいのではないかという話が出ていたと思うのですが、その後、正式に決まったのは、3時間ではなく4時間、そして給食を食べて帰ってもらうということが正式に決まったということなのですね。

教育長

そうですね、夕方までとかいろんなことも、小学校、中学校に分かれて考えていたのですけれども、夕方までというとなかなか子どもたちの気持ちもたないとか、そういうこともありますので。

ただ、給食を食べて、炎天下の2時、3時を避けて帰るところで小学校、中学校は考えています。

委員

さっき、一番最初に教育長の報告のところで話題として出されました、子どもたちが宿題とか、要するに自分の課題を見つけるのは宿題がないとなかなかできなくて大変だという話があって、それは、あとどこでの話題になるのかよく分からないですけど、これ、子どもたちだけに任すと、なかなかそう簡単にはいなくて、学校の場合は先生方がある程度課題を与えることで、子どもたちが自分の課題を見つけていくという形が取れるんでしょうけど。

あともう1つは、夏休みの課題とかを自分で積極的にさせるということとは大事な事なんだけど、ここではどうしても親の協力が必要です。親が何かヒントを与えてあげるようなことをしてあげないと、なかなか進まないと思うのですが。そういう点で、家庭での教育の意識がとても大事になってくるという気がするんですけど。

教育長

それで取り組んだのが、去年の菩提寺北小学校です。菩提寺北小学校は、自分で課題を立ててやり遂げていく、そういう力を育てようということで、夏休みの課題を事前に考えるということ、親にも協力を呼びかけて実施しました。校長の発想でトップダウンをやったもので、どうか消化している学級担任もいるし、そうじゃない学級担任もいるし、分かったという消化をしている保護者もいるし、そうじゃない保護者も

います。むしろ、保護者からはドリルを出してくれという意見のほうがずっと多かったです。だから、そのところをボトムアップ的に、どういう課題が、そこに資するのかというところを議論しないといけませんね。

この間の校長会では、ドリルー辺倒とか、そういう夏休みはまだやりにくいということですが、それをちょっと変えてもらいたいとは思っています。上から、こんな課題をしてと指示を出してしまうと、教師の頭は変わらないので、結局一緒なんですよ。

委員 そうしたら、先生方はますます子どもたちの一人ひとりをもものすごく把握してなかったら、自分で課題を考えることまでできないですよ。

教育長 そうなんです。9月入学をにしたら、夏休みは宿題なしになりますね。今春休みは宿題がないから。そうすると、学年末の夏休みはどうしようかという発想を子どもたちは取らざるを得ないし、先生たちも、チェックしないけど、どんなことするの？ ということは指導するでしょうし。そうすると、夏休みの位置づけが随分変わります。今は4月始まりなので、学力を落とさないようにという夏休みにしますから、どうしてもドリル系統で課題を出すんですよ。そういう理由で私は個人的には賛成なのですが。

ただ、今のコロナを理由に9月入学というのは反対ですけどね。

委員 僕もそうです。原則的に9月がいいんじゃないかと思っています。

委員 一人ひとり課題が違くと、一人ひとりに対応しなければならないという大変さはあると思うんですけども、その方向性がどこへ行くかによって全然違う子どももいると思うので、その間の、それこそ遠隔でちょっと質問ができるとかして、軌道修正できるようになるほうがいいのかな。もう任せっぱなしで、最後、夏休み明けに全然どうなっているか分からないというのも困りものですが。

教育長 そうですよ、変えていこうと思うと、何か必要でしょうね。多分、保護者からは「格差が」と言われるかもしれません。ほっといたら勉強する子としない子の格差の問題は必ず出て来ますから。同じだと安心します。

ちょっと横道へそれでしたが、今のが46、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第46号について、承認することといたします。

続きまして、日程第6報告第47号、湖南省立小学校における個人情報の紛失および報告の遅延について学校教育課から説明をお願いします。

事務局

このことにつきましては、委員の先生方には報道の前にごく概略しかお電話でお伝えすることができず、そしてまた大変ご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳ございません。

3月26日に、校長はこの事実をつかんでおります。前の担任は9月までは勤めていたのですが、9月に傷病で休むときに、担当していたクラスの児童に関する紙のファイルを引き出しに入れておいた。前担任は入れておいたが次に引き継いだ担任は、3月のこの26日にそのファイルが要るのですが、私は引き継ぎを受けていませんということでした。ですから、前の担任は引き出しに入れておいた、次の担任はそれを見たこともないということなのです。ですから、紛失した者が断定できないという状況であります。

ですので、3月26日にこれが分かりましたが、市教育委員会への報告が6月2日でした。ですから、個人情報を紛失していることと、報告が大変遅かったということ、これを不祥事だと考えております。

6月11日に保護者会で説明をしました。これについては、該当小学校の全保護者に案内を出しました。ですが、結局集まられたのは10名でした。そして、その10名の方に説明をしたものが記録としてございます。

これについては、該当するクラスの保護者さんに渡っております。

再発防止策につきましては、1から5を挙げて、既に取り組をしております。今、学校で6月中に出してくださいとあってあるのは、こういった個人情報を含むファイルだとか、そういった帳簿について、どこで管理をしているのかということ、今までののはっきりと一覧表を作成するよう指示してあります。

湖南省教育委員会からということで、私が謝罪をさせていただいたのは、やはり報告のタイミングがとても遅かったということと、そしてまた、子どもたちに、「何か失敗したら、すぐ先生に言うんやで」と言っている教員が、そのことを実際自分はできていなかったということをおわびするということと、そして、子どもにしっかりとそのわびる点を校長からわびるということ、それから、最近はデジタルの情報管理は研修しているのですが、結構紙の情報についての管理に盲点があったという

ことに気づきましたということ、それから、引継ぎを引継書という形で紙で引き継いでいきますということ、こういったことについてお伝えをし、おわびをし、今後信頼回復に向けて取り組みますので、またお力添えをお願いしたいというお願いをさせていただきました。

実際に事務引継報告書というものを整えましたので、年度末あるいは年度途中で担任が交代するときについては、この文書でもって引継ぎをするということを決めました。

この点については以上です。

教育長

何かご意見ございますか。どうでしょうか。

委員

結局、まだ見つかってないのですか。

事務局

はい、見つかっていません。

警察のほうにも相談をさせていただきまして、これは事件としては取り扱うことはできないということでした。たとえ遺失届を学校なり市教育委員会から出したとしても、それを受け取ることはできませんと。ですので、出てきたときにすぐにでも警察のほうに言っていただくことと、それからもう1つは、保護者さんに、もしも不審な電話とかそういうのがかかってきたら、学校、それから警察のほうに電話をすぐに入れられるように、そういうことを伝えてくださいということでした。

委員

さっきおっしゃった市教育委員会からのおわび、これはそのときの集まった保護者に対してのおわびですね。自分のところで何とか収めようとする気持ちが強いと、教育委員会のほうに伝わってくるのが非常に遅い。伝わってきた時には教育委員会としての手の打ちようがない状態になっているから、こういう問題が起きてくるとちょっと当惑しますね。

教育長

遅くなった理由として書かれているのは、「校長は記憶違いの可能性も考え」というのと、「4月3日のこの時点でも、校内にあるはず。保護者からの信頼を壊したくないとの思い」、この2つですね。それでずっと教育委員会には報告しなかったということですね。

委員

これ、そんなに大きな問題じゃないとは思っただけども、こういうのは新聞は結構たくさん取り上げるんですね。

事務局

はい。取材のあった新聞は全部載っています。

- 委員 個人情報がなくなったということですから、見つかったら問題はないのですが、今見つかってないというのは、困りますね。
- 委員 この問題が起こった大きな原因としては、先生の休職の問題がそこには関わっていると思うのですが。
- 事務局 そこが何とも。前任者がなくしているのか、後任がなくしているのか、そこが分かりません。
- 教育長 どういう引継ぎがなされたのかも分かりませんのでね。今までそういう形の報告書という手続を取ってなかった。
- 委員 これは人権問題も入ってきて微妙なところなんですけど、先生が体調を壊す、そして担任が交代する、その時点である程度は教育委員会にそういう情報は入れておく必要はあるんじゃないかなと思うんですけどね。
- 事務局 休むという情報ですかね。それは入ってくるんですけども、何せ担任交代のときの直接の引継ぎができていけませんので、急に休んでいますので、そこが落ち度です。
- 教育長 臨時校長会でも、教育委員会に速やかに連絡するように伝えました。あとはもう本人に任すしかないですね。
- 委員 休んでおられる先生には、聞けないけれども、今持っておられる担任の先生は、もうずっと自分に原因があるのではないだろうかという気持ちをお持ちかどうか、分かりませんが、そういう責任というのは持っておられると思うんです。それをずっと抱えながら授業をしていかないといけないと思われそうですが。どんな感じですか。
- 事務局 前任は今も休んでいますけれども、後任は他校へもう転勤しています。2人とも、自分はここに入れているけれども、なくなっているということとか、転勤した者も、自分が引き継いだことはないけれども、なくなっているということで、教員としての責任は感じています。それは校長、教頭から聞き取りもしています。
- 委員 じゃ、今、全然それに関わっていない方が担任を持っておられるんですか。休職しておられる方は休職しておられますよね。その代わりに来られた方もどこかに行かれていますか。

事務局 はい。

委員 じゃ、今その子たちを持っておられる先生は、全然関係のない方ですか。

委員 この先生は、後任の先生ですね。その先生が、後任だけでも、もう3月の終わった時点で前の方は異動されたわけですか。

教育長 そうです。臨時講師なので。

事務局 新しいクラスになるときに、その票をクラス分けで入れ替えないといけないのです。年度末にその、作業をするときに、いや、私のクラスにはそれが無いんですということが分かったということです。

委員 報告だけは早めに上げていただきたかったですね。探し中ですよという報告を上げていただいて、直後に見つかったら見つかったで、見つかりましたでいいわけですから。いろんな状況があるかとは思いますが、報告は、今回のことがあったので。

教育長 教育委員会として打てる手は、今、報告を早くしなさいという指導と、引継書をきちっと作るという。この2つ。あとは管理場所を決めることかと思えますけどね。

委員 何かまた、こういうことに限らず、何らかの報告いただく、早めにいただきたいことが特にきちんとすぐ上がってくるような意識や、考え方を持っていていただけたらと思います。

教育長 いじめとかそういうのと一緒なんですけどね。

委員 なるべく自分たちで片づけてしまおうと思うと、かえってややこしくなりますよね。

教育長 では、そこのところでまた、常に伝えていきたいと思えます。それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長

報告第47号について、承認することといたします。

続きまして、日程第7報告第48号、湖南省立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について学校教育課から説明をお願いします。

事務局

これまでですと、例えば夏休みに中学校が授業をする場合は、管理運営規則を触ることなく、この日に夏休みだけれども授業をしますというものを出していました。前回の教育委員会でもそのやり方で出していたんですが、その直後に文部科学省のほうから、新型コロナウイルス感染症対策で夏休みの期間を変更する場合は、管理運営規則も変えなさいということが出てきました。ですので、それに合わせて、今年度の夏季休業及び冬季休業については、特例として期間を変えますという変更の規則です。

以上です。

教育長

文部科学省から通知が来たのですね。

委員

改正するしかないでしょう。

教育長

では、現実にこの期間で小学校、中学校、夏休みをするということに変わる、認可するということですので、よろしく願いをいたします。それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第48号について、承認することといたします。

続きまして、日程第8報告第49号、各種障がい者手帳の提示による総合体育館使用料の減額について生涯学習課から説明をお願いします。

事務局

各種障がい者手帳の提示による総合体育館使用料の減額についてですが、2021年に東京パラリンピック、2024年に国民スポーツ大会、全国障がい者スポーツ大会が滋賀県で開催されることから、今回を契機といたしまして、障がい者スポーツを推進し、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すこととして、障がい者手帳の提示による総合体育館の使用料の減額をしたいと思います。

減額対象者につきましては、個人競技の場合、それと団体利用の場合、

それぞれそちらに書かせていただいている条件に該当する場合を考えております。

減額基準のほうは、例えば県ですとかほかの市町も参考にさせていただきまして、施設使用料の50%を減額。ただし、18歳以下の個人利用者については75%の減額、団体の場合は、競技者の半数以上が18歳以下の場合について、75%を減額したいと考えております。

対象施設は、今、総合体育館となっておりますのは、今現在、利用を希望されている方がおられるということがあるということと、取りあえず今現在はこういった規程はございませんし、障がい者の方の利用もそんなにありませんので、まずは総合体育館から始めまして、その利用状況を見まして、状況によってはほかの体育館にも広められるのでしたらそちらも検討したいと考えております。

以上です。

教育長

この決裁文書が私のところに回ってきたときに、その話をしていたのですが、総合体育館だけじゃなくて、この際、ほかもやったらよいのではということも言っていたのですが。ただ、今は希望しておられるのは総合体育館だけだったということです。それが今、課長が言ったことですが、今後対象施設は増えていく可能性があるということですかね。

あとはどんなところがあるのですか。ほかにある体育館とか、それからどんなところですか。障がい者手帳の提示によって使用料が半額になるのはどんな施設ですか。

事務局

体育館に限らず、屋外のスポーツも考えられると思うんです。グラウンドですとか。

教育長

グラウンドって使用料を取っていませんか？親水公園とかですか。

事務局

総合体育館の近辺だけではなくて、ほかにもあります。

とにかく、将来的には使用料を取る全ての施設において考えなければならないことだと思いますので。

教育長

使用料を取っている施設ってどんなところがあるのですか。例えば学校のグラウンドは取っているのですか。

事務局

いえいえ、学校ではないグラウンドがあります。

教育長

そこは取っているのですか。

事務局 はい。

教育長 文化ホールとかはどうなのでしょう。使用料、文化ホールって高く取っていますよね。

事務局 はい。
社会体育施設のほうでは、今のところ障がい者手帳の提示による減免の規程のあるところはないのですが、教育施設のほうは、申し訳ありません、確認してこなかったのですが、おそらくそれはないかと思うのですが。

教育長 今は車椅子の人が総合体育館を使いたいんでしょう。

事務局 そうです、はい。

教育長 車椅子だけじゃなくて、例えば聴覚障がいのグループがあって、文化ホールで演劇をしたいとか、可能性としてはありますよね。

事務局 はい。

事務局 それに限らず、そういう集客する全ての施設について、障がい者が利用するときには減免というのは、今はありましたっけ。

事務局 今はおそらくないと思います。

教育長 ないわけですね。今後の課題としてその辺も可能性としてあるわけだから、他市の状況など調べておいてください。

事務局 はい、わかりました。

教育長 そうしましたら、今回については総合体育館のみですけど、これからそういう方向で増えていく可能性はあるということで、6月定例ではこのようにしたいと思います。

委員 全く異論はないのですけども、50%とか75%という数字は、他市を参考にされたということですか。

事務局 はい、そうです。

委員 減免ならやろうかという人も出てくるかもしれないですね。

委員 それはちょっと利用者さん側からは、市の施設、全部一律でそういう制度があるんじゃないかと期待されるとは思うので、どんどん増えていくといいんじゃないかなと思います。

教育長 今後、また対応していかないといけないと思いますね。
それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第49号について、承認することといたします。
続きまして、日程第9報告第50号、令和元年度湖南省教育委員会事業評価について、教育総務課から説明をお願いします。

事務局 令和元年度湖南省教育委員会事業評価ということで、おととい23日の議会の全員協議会の場でも報告させていただいております。
評価委員会の内容は、外部評価委員という体制で実施をさせていただいております。教育、文化事業がシートに分かれています。全部で39の事業のシートがございます。そこから4事業を評価対象として各委員さんからご意見をいただいております。評価の対象となりました4事業につきましては、全項目を書かせていただいております。また、事業全体の総評と評価対象となりました4事業について、各委員の方に講評していただいたものをお伝えさせていただいております。
事業全体の総評でございますが、来年度からは新しい事業評価シートに変えて2年度は評価を実施していきませんが、シートの様式にこだわることなく、そのシートに不都合があれば柔軟に見直しを行うべきであるということと、事業評価のシートを埋めればそれで終わりということではなく、効果的に政策を実施するための見直しをするために行っていくてほしいということが書かれております。
その内容を受け止めまして、教育委員さんにもご協力いただきました。令和2年度から6年度までの第2期の教育振興プランがより効果的に推進していけるように努めていきたいと思っております。
簡単でございますが、以上、報告させていただきました。

教育長 何かございますでしょうか。

委員 これ、先生が以前、達成度について基準を、何かあったほうがいいんじゃないかというのをおっしゃっていたと思いますが。全体の、それぞれの達成度のA、B、C、Dの4段階があるじゃないですか。何かおっしゃっていた気がしたんですけど、違いましたっけ。

委員 僕は自分が昔勤めたところもこういうのがある時点から行われ始めて、大体中堅の人たちがものすごい労力を費やして、これを作らなければいけなくて、本当にリアリティーがあるのかという。それが一番最初に、ずっと思うことなんですよ。

教育長 これは、法律で義務づけられてますね。

委員 義務づけられています。
これは文部科学省が言い出したものでしょうね。大学でもそうなんですよ。大学でも外部評価というのは絶対しないといけないことになって、そのためのいろんな基準をつくって、こうである、ああであるというふうなことを、助教授から教授の若手の人たちが、もう何人も自己評価を使わないといけなくて、せっかくの自分たちの研究がそれできなくなっているという状態なんです。
ですから、これはちょっと考えないといけないと僕は前から思っています。

教育長 私の問題意識もそこで、これ、担当が結構時間かけてやってくれている割には、どれだけこの事業評価が事業の改善に生きているのかという。全部やっていますけど、これはやり方を変えてこうなったんですけど、全部事業評価シートを記入して、今回対象にしたのはこの4つなんです。これは評価委員がこれをしたいとおっしゃったのと、プラス教育長の考えで絞っていくんですけど、どういうやり方がええかなと思っていました。
法律的には、これを実施して公開をしなければいけないと義務づけられているので。ただ、やるからには活用してもらいたいと思いますね。

委員 これを見ていると、担当者の中に、実際自分の仕事をしなきゃならない人も名前が挙がっているけど、これ、すごい時間を損しているわけですよ。
それで、例えばA、B、Cの丸がついているけど、評価した人がどこ

まで具体的に見てこういう評価を下したのかということになると、非常に怪しいんだよね。だから文部科学省が決めたことで、法律的にしなければいけないのかもしれないですがもう少し何かあまり労力を使わずに済む方法を、みんなで知恵を絞って考えて、考える必要があるね。

教育長 常にそれは言っていましたね。委員長さん、教授とも、何とかそういう労力が報われるような、何かやり方はないかと思っているということ言っています。これはまた課題にしていきたいと思いますけど、どういふふうに変えられるかですね。

委員 今、どこの法律家もこれで苦しんでいると思うんですね。

教育長 初めこれは、研究所長が担当していました。これは、囑託がする仕事とではないと、法律に基づいた大事な事業評価ですので今は正規職員でやっています。

委員 ここまでできてから、ある程度はもう継承して行って、これを使えばいいというもので、そういうものだろうと思いますが。ただ、これは何かむなしいですね。

教育長 人が変わっても、ああ、こういう内容なのかという分かり方が担当の中でできるという側面はありますけどね。

委員 そこまで、もう既に努力して作られたので、それでいいんだろうと思う。

教育長 では、事業評価については、評価の内容よりもどう生かすかとかいうことが課題だなということ。

委員 やめたほうがいいじゃないかという意見もある程度は議事録に入れといてもらってもいいんじゃないですか。

教育長 分かりました。では、そういう意見が出たということで、議事録として残すということにいたします。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長

報告第50号について、承認することといたします。

続きまして、日程第10報告第51号、湖南省図書館 図書館協議会委員の変更について図書館から説明をお願いします。

事務局

図書館でございます。名簿をご覧ください。

図書館協議会につきましては、図書館長への諮問ということで、意見を述べる機関という位置づけで、旧甲西町の時代から設けさせていただいておりました、会議をさせていただく中でいろんな意見を述べていただいております。

任期といたしましては、昨年度、今年度の2年でございますが、ただ、その中に一般的に充て職と言われるようなものがございまして、それが3番、それから4番、今回名簿の変更ということで出させていただいているものでございます。

まず、3番でございますが、ここは民生委員児童委員、あるいは主任児童委員の方の中からお一人、図書館協議会の委員を出していただいているところでございまして、これはすみません、遅れてはいたんですが、令和元年11月末をもって前の主任児童委員さんがお辞めになって、12月1日以降はもうその方がいらっしゃらないということになりましたので、代わりの方に入っていただくということで出させていただきました。

それから、4番でございますが、こちらはまちづくり協議会の中からその会長をということでお願いするものでございます。これにつきましては1年ごとに交代をいただいているということでございまして、昨年度については岩根のまちづくり協議会の会長に当たっていただいていたわけでございますが、今年度につきましては菩提寺のまちづくり協議会の会長に1年間お世話になりたいということで、今回上げさせていただいております。

任期につきましては、前委員の残任期ということでございますので、今年度、令和3年3月31日まででお願いをするということになっております。

以上でございます。

教育長

3番と4番の方が代わっておられる。

分かりました。承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長 報告第51号について、承認することといたします。お世話になります、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第11議案第35号、後援名義の使用承諾について生涯学習課から説明をお願いします。

事務局

名称 中高年健康スポーツ事業

主催 湖南省文化体育振興事業団

期日 令和2年6月26日から令和3年3月31日

会場 体力測定：総合体育館、石部文化総合センター、市内各まちづくりセンター

スポーツ：総合体育館

趣旨 湖南省中高年者の体力維持、生活習慣病の予防を目的に、年2回、7月と1月に体力測定を実施し、体操やウォーキング等を中心に様々なスポーツを継続的に行う

教育長

この議案で出てきているというのは、今年度が初めてですか。

事務局

初めてです。今年度初めての事業になります。

教育長

それで、もう既に動いているんですか。

事務局

まだ開始はされておられません。

教育長

4月1日からの期間だけど、まだ動いてはいない。

事務局

そうです。

教育長

それはコロナの関係なの。

事務局

そうです。この時期なので、延びております。

教育長

もう文化体育振興事業団はいろんな会場を使ってやっていただくということで、教育委員会の後援名義にもなったしということで、いいんじゃないかと思えますけど、よろしいでしょうか。

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第35号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

異議なしと認め、議案第35号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第12議案第36号、令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学費援助費の受給認定について学校教育課から説明をお願いします。

事務局

今年度は588件の申請があったのですが、これにつきましては、昨年度は545件でした。なぜこんなに増えているかといいますと、昨年度は学校に書類を取りに来てくださいという案内でしたが、今年度は全員に配ったということでもあります。

ですので、申請は増えていますけれども、4月に可決していただきました要保護・準要保護認定基準に基づいて審査を行いましたところ、生活保護を受給している要保護A認定が26件、そして、世帯所得が生活保護基準の1.2倍以下の準要保護A認定が398件、そして、児童扶養手当を受給しているA認定が43件で、国民年金の掛金の減免を受けている準要保護のA認定が4件で、445件となっていました。

A認定の基準を超えるけれども、世帯所得が生活保護基準の1.4倍以下のひとり親家庭が対象のB認定は7件です。

所得基準を超過して非認定となるのは100件です。世帯のどなたかが未申告だったとか、課税証明書の未提出で所得が不明であった件数が10件です。こちらについては、世帯の所得が分かり次第、次の教育委員会でもた諮らせていただきたいと思います。

A認定471件ということで、よろしくをお願いします。

以上です。

教育長

これは基準があって、数字できちっとやっていただいているので、これでいいと思うんですけど、非認定100って、今までこんなに多かったでしょうか。

事務局

全員に配っていますから、非認定も増えました。申請された方が多い分、増えております。ですから、今年度は特に多いということはありません。

教育長

よく非認定は外国籍の人が多かったという記憶がありますが、これ、日本国籍の人でも結構非認定で出している人がいるのですね。

事務局 はい、43件、去年より申請が増えていますので。ちなみに、去年は非認定、この時期、76件でした。

教育長 そうか、今の例えばコロナの関係で、今年になって生活が苦しくなったという人は、去年の数字が出るでしょう。それで非認定ということはあるかな。

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第36号につきましては審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第36号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第13議案第37号、社会教育施設および社会体育施設の休館日協議について生涯学習課から説明をお願いします。

文化ホールからの協議依頼、市民学習交流センター及び田代が池テニスコート、水戸体育館から、休館日の協議の依頼が来ております。

どちらも8月14日から8月16日までの市役所の夏季集中休暇に伴う臨時休館期間に合わせて、休館日を確保したいという協議の依頼になっております。いずれの施設も、前年度も同じように休館日の協議依頼が来ております。

文化ホールは、現在コロナ等の関係で、大規模な事業等、会場使用等が夏場も少ない状況がございます。この期間の間も、使用の予約や希望等は入っていないと聞いております。

また、市民学習交流センター、田代が池テニスコート、水戸体育館は、いずれも水戸まちづくり協議会のほうが指定管理者となっております。水戸まちづくりセンターが集中休暇に入ることもございまして、経費削減のためにも、同時にこちらの3施設も臨時休館にしたいと聞いております。

また、前年度、夏季集中休暇を取ったときには、いずれも利用者からの苦情等は聞いてないと聞いております。

体育施設につきましては、前年度は雨山の体育館ですとか、総合体育館も臨時休館をしていましたが、本年度につきましては、ほかの雨山や総合体育館につきましては、条例どおり、夏季集中休暇期間につきましては休館せず、開館すると聞いております。

以上です。

教育長 今の休館については、例年と変わらないということでもいいんですか。

事務局 はい、そうです。

教育長 それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第37号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第37号の協議結果を可決いたします。
続きまして、日程第14議案第38号、社会教育施設および社会体育施設の施設利用における段階的緩和について生涯学習課から説明をお願いします。

事務局 資料のほうは別冊でお配りしております、「社会教育施設および社会体育施設の利用自粛における段階的緩和の目安」と書いてあります資料をご覧ください。
今、文化ホールやサンヒルズ甲西など、生涯学習課が所管する施設におきまして、市の定めたコロナに対する対応方針の立場にしたがって、吹奏楽ですとか管楽器等の演奏、それからカラオケ、合唱、大きな声を出すものにつきましては、今現在は施設の利用を自粛していただいております。使用することができなくなっております。それにつきまして、今現在、滋賀県のほうは注意ステージになったことでもありますので、緩和する方向で考えております。
7月10日からとなっておりますのは、これは国や県のほうの条件緩和の見直しの日がちが、6月になってから3週間置きとなっております、6月19日の次の見直しが7月10日になっておりますので、それに合わせて7月10日に設定をさせていただきました。
それで、吹奏楽、楽器演奏を行うこと、合唱、いずれも自粛を推奨しているのですが、注意事項や施設の利用条件を守っていただくことで、活動を可能としたいと考えております。
注意事項としましては、例えば吹奏楽等につきましては、全体の合奏ではなく、少人数で向き合わずに練習をする、距離を取る、楽器の共有はしない、楽器を吹いていない人はマスクを着用するなど、飛沫等がかからないようなやり方でしていただくことを考えております。
カラオケにつきましても、今、ラップなど考えているのですが、カバーをして使う、あるいは、そちらには「歌っていないときはマスクを着用

する」と書いていますが、マスクをしたまま歌うことも推奨したいとは考えております。

それから、合唱につきましては、個人か少人数で分かれて練習する、向き合わずにする、歌ってない人はマスクを着用するという風になっております。

いずれの場合も、施設自体の利用条件である、3密にならないようにする、ですとか、体調の悪い人、熱のある人は利用できないですとか、そういった施設全体の利用条件を守っていただくことも条件となっております。

施設ごとの感染拡大防止対策を、7月10日、8月、9月と段階的に考えさせていただいております。

こちらのほうは、例えば参加者のところが、7月10日からですと、屋外でしたら50%以下、または200人のどちらか小さいほうの数、屋内でしたら50%以下、または100人のどちらか小さいほうにするなど、こういった数字が段階的に増えていくようになっております。

こちらも、資料を作るにあたりましては、県内各市のホールにおける音楽団体の活動状況等も参考にさせていただきました。こちらは主にホールになっておりますので、ほかの施設は分からない面もございますが、吹奏楽につきましては、草津市や守山市のほうでは6月19日以降、緩和となっております。ほかの市でも条件はいろいろとございますけれども、全くできないというところは今のところはないように思います。いずれも緩和の方向で考えておられます。

今現在、市役所のほうでもこういった施設、例えばまちづくりセンターですとか、会館ですとか、いろいろな施設を管理しています他の複数の課のほうで現在対応を協議しております。市で統一した基準を作成したいと考えておりますので、議案として提案はさせていただいておりますが、ここで全てを決定させていただくわけではなく、市で統一したものをつくるために委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと考えております。

以上です。

教育長

最終はここで決めるのではなく、市のほうで決めるということですね。

事務局

対策会議を7月1日に予定しているのですが、今までコロナウイルス感染症対策で市がどういう方策を打っていくかとか、施設の利用についても、市の対応基本方針というのをずっとつくってきました。そのときに応じて、市の対策会議のほうで今は第8版まで来ているのですが、版を重ねて対応方針を変えていきました。今度は7月1日に第9

版を出して、それを最新のものとして決定しようと思うので、そこに統一した施設利用の段階的緩和というの盛り込んでおります。

教育長

そのときの参考に資するというので、今日のご意見をいただけたらということになります。いかがでしょうか。

基本的な方向としては、だんだんと開けていこうということです。緩和していこうと。

事務局

これもあくまでも今、全国的に移動制限がない、こういう注意という状況で、かつ滋賀県においても新たなクラスター感染の発生がない、あるいは湖南市では発症者がいませんけれども、新たな発生もないといった条件下で緩和をしていくというところです。当然、先ほど課長が申しましたように、3密の回避というのは絶対今、前提条件で、大っぴらに何でもやってもいいということではございません。

委員

8月1日以降の、「人との間隔を十分に確保する」の十分というのは、1メートルよりも短くてもいいよという感じなんですかね。

事務局

今、国が示している基準というのは、マスクをすれば決して2メートルではなくて、この最低1メートルというところです。

施設の利用というのは、市民が利用されるだけでなく、そこを利用して市が行う事業とかイベントもございます。そこにも適用されますので。

委員

7月までやったら1メートルって書いていますけども、8月はそれが消えているということは、もうちょい短くても構へんよという感じで受け止めていけばいいですかね。この方向で少しずつするしかないですね。

教育長

そうですね。

委員

完全にこれで安全というわけじゃないですしね。またクラスターが起ったら、変わらないといけないですし。

委員

そうですね。

教育長

それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第38号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

異議なしと認め、議案第38号の協議結果を可決いたします。
では、次に8月の教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、8月20日木曜日 午前10時30分開会に決定 —

教育長

これで6月の定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後3時46分